

# 海老名市教育委員会

(平成26年 9月 定例会議事日程)

日時 平成26年 9月19日(金)  
午後 1時00分

場所 海老名市役所702会議室

日程第 1 議案第 26号 海老名市教育支援センター条例施行規則の制定について

日程第 2 議案第 27号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

議案第26号

海老名市教育支援センター条例施行規則の制定について

別紙のとおり、海老名市教育支援センター条例施行規則の制定について、議決を求める。

平成26年9月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市教育支援センター条例の施行に関し必要な事項を定めたいため

## 海老名市教育支援センター条例施行規則の制定について

### 1 制定の理由

平成 26 年第 3 回市議会定例会において海老名市教育支援センター条例が議決され、平成 26 年 12 月 15 日に施行されることに伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めるため、海老名市教育支援センター条例施行規則を制定する。

### 2 制定の内容

海老名市教育支援センターの開所時間、職員、運営協議会等に関し、必要な事項を定める。

### 3 制定案文

別紙のとおり

### 4 施行期日

平成 26 年 12 月 15 日

### 5 その他

海老名市青少年相談センター条例施行規則は、海老名市教育支援センター条例施行規則の附則により廃止する。

## 海老名市教育支援センター条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、海老名市教育支援センター条例（平成26年条例第20号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。

### (開所時間)

第2条 海老名市教育支援センター（以下「支援センター」という。）の開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日については、午前9時から正午までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

### (休業日)

第3条 支援センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月1日から同月3日までの日
- (4) 12月29日から同月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日を変更することができる。

### (職員)

第4条 支援センターの事業を行わせるため、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる職員を置く。

- (1) 教育支援センター所長
- (2) 教育支援センター主任相談員
- (3) 教育支援センター相談員
- (4) 教育支援センター主任指導員
- (5) 教育支援センター指導員

(6) 教育支援センター専門補導員

(7) 教育支援センター補導員

(運営協議会の組織)

第5条 条例第5条第3項に規定する関係行政機関の職員及び学識経験のある者とは、次に掲げる者とする。

(1) 海老名警察署青少年担当課長

(2) 市内高等学校長

(3) 市内小学校長

(4) 市内中学校長

(5) 保護司

(6) 民生委員児童委員

(7) その他教育長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第6条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(報酬)

第8条 第4条第2号から第7号までに掲げる職員の報酬等については、海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の定めるところによる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年12月15日から施行する。

(海老名市青少年相談センター条例施行規則の廃止)

2 海老名市青少年相談センター条例施行規則（平成14年教委規則第11号）は、廃止する。

海老名市教育支援センター条例施行規則（案）及び青少年相談センター条例施行規則 比較表

参考資料

海老名市教育支援センター条例施行規則	海老名市青少年相談センター条例施行規則
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>海老名市教育支援センター条例（平成26年条例第20号。以下「条例」という。）</u>第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第2条 <u>海老名市教育支援センター（以下「支援センター」という。）の開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日については、午前9時から正午までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 支援センターの休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>日曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>(3) <u>1月1日から同月3日までの日</u></p> <p>(4) <u>12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日を変更することができる。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>支援センターの事業を行わせるため、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる職員を置く。</u></p> <p>(1) <u>教育支援センター所長</u></p> <p>(2) <u>教育支援センター主任相談員</u></p> <p>(3) <u>教育支援センター相談員</u></p> <p>(4) <u>教育支援センター主任指導員</u></p> <p>(5) <u>教育支援センター指導員</u></p> <p>(6) <u>教育支援センター専門補導員</u></p> <p>(7) <u>教育支援センター補導員</u></p> <p>(運営協議会の組織)</p> <p>第5条 <u>条例第5条第3項に規定する関係行政機関の職員及び学識経験のある者とは、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>海老名警察署青少年担当課長</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>海老名市青少年相談センター条例（平成14年条例第15号。以下「条例」という。）</u>第6条の規定に基づき、必要な事項を定める。</p> <p>(開設時間)</p> <p>第2条 <u>海老名市青少年相談センター（以下「相談センター」という。）の開設時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、開設時間を変更することができる。</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 相談センターの休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>(3) <u>12月28日から翌年の1月4日まで（前号に掲げる日を除く。）</u></p> <p>2 <u>前項の規定に関わらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日を変更することができる。</u></p> <p>(相談員等)</p> <p>第4条 <u>条例第4条の規定に基づき設置する相談員等は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>青少年相談センター主任相談員</u></p> <p>(2) <u>青少年相談センター相談員</u></p> <p>(3) <u>青少年相談センター主任指導員</u></p> <p>(4) <u>青少年相談センター指導員</u></p> <p>(5) <u>青少年相談センター専門補導員</u></p> <p>(6) <u>青少年相談センター補導員</u></p> <p>(運営協議会の組織)</p> <p>第5条 <u>条例第5条第2項に規定する関係行政機関の職員及び学識経験のある者とは、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>海老名警察署青少年担当課長</u></p>

- (2) 市内高等学校長
- (3) 市内小学校長
- (4) 市内中学校長
- (5) 保護司
- (6) 民生委員児童委員
- (7) その他教育長が必要と認める者  
(会長及び副会長)

第6条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第7条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる  
(報酬)

第8条 第4条第2号から第7号までに掲げる職員の報酬等については、海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第40号)の定めるところによる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年12月15日から施行する。  
(海老名市青少年相談センター条例施行規則の廃止)
- 2 海老名市青少年相談センター条例施行規則(平成14年教委規則第11号)は、廃止する。

- (2) 市内高等学校長
- (3) 市内小学校長
- (4) 市内中学校長
- (5) 保護司
- (6) 民生(児童)委員
- (7) その他教育長が必要と認める者  
(会長及び副会長)

第6条 委員の互選により、運営協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。  
(報酬)

第8条 相談員等の報酬等については、海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第40号)の定めるところによる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。  
(海老名市青少年相談所条例施行規則の廃止)
- 2 海老名市青少年相談所条例施行規則(平成9年教委規則第8号)は、廃止する。  
(海老名市青少年相談所条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の海老名市青少年相談所条例施行規則第5条の規定により委嘱された補導員は、第4条第6号の規定により委嘱された補導員とみなす。



## 議案第27号

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則第1号）の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成26年9月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

## 提案理由

海老名市青少年相談センターの廃止及び海老名市教育支援センターの設置に伴う所要の措置

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の  
一部改正について

- 1 改正の理由  
海老名市青少年相談センターの廃止及び海老名市教育支援センターの設置に伴う所要の改正
- 2 改正の内容  
第 6 条、別表第 1 及び別表第 2 の「青少年相談センター」を「教育支援センター」に変更
- 3 改正案文  
別紙「改正文」及び「新旧対照表」のとおり
- 4 施行期日  
平成 26 年 12 月 15 日

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を  
改正する規則

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則  
第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（教育支援センター）

第6条 海老名市教育支援センター条例（平成26年条例第20号）により設置された教  
育支援センターは、教育指導課に属する。

別表第1 教育指導課の部教育支援系の項中「青少年相談センター」を「教育支援セ  
ンター」に改める。

別表第2 海老名市青少年相談センター運営協議会の項を次のように改める。

海老名市教育支援セ ンター運営協議会	教育支援センターの運営に関 する調査審議を行うこと。	教育指導課
-----------------------	-------------------------------	-------

附 則

この規則は、平成26年12月15日から施行する。

## 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則 新旧対照表

新	旧
<p>○海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則  <span style="float: right;">昭和 46 年 10 月 1 日                      教委規則第 1 号</span></p> <p style="margin-left: 40px;">(趣旨)</p> <p>第 1 条から第 5 条まで 略</p> <p style="margin-left: 40px;">(教育支援センター)</p> <p><u>第 6 条 海老名市教育支援センター条例 (平成 26 年条例第 20 号) により                      設置された教育支援センターは、教育指導課に属する。</u></p> <p>第 7 条から第 12 条まで 略</p> <p style="margin-left: 40px;">附 則</p> <p>1 <u>この規則は、平成 26 年 12 月 15 日から施行する。</u></p>	<p>○海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則  <span style="float: right;">昭和 46 年 10 月 1 日                      教委規則第 1 号</span></p> <p style="margin-left: 40px;">(趣旨)</p> <p>第 1 条から第 5 条まで 略</p> <p style="margin-left: 40px;">(青少年相談センター)</p> <p><u>第 6 条 海老名市青少年相談センター条例 (平成 14 年条例第 15 号) によ                      り設置された青少年相談センターは、教育指導課に属する。</u></p> <p>第 7 条から第 12 条まで 略</p> <p style="margin-left: 40px;">附 則</p> <p>1 この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。</p>

別表第1（第4条関係）

(略)		
教育指導課	教育指導係	(略)
	教育支援係	(1) 児童生徒指導に関すること。 (2) 特別支援教育に関すること。 (3) <u>教育支援センター</u> に関すること。
	児童育成係	(略)

別表第2（第5条関係）

名 称	主 な 所 掌 事 務	所管機関
海老名市文化財保存整備委員会	文化財の保存整備と活用に関する事業の基本方針及び環境整備計画 その他必要な事項に関し調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市史編さん審議会	市史編さん事業の基本方針及び事業計画等の調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市奨学生選考委員会	奨学生としての適否の審査を行うこと。	教育指導課
海老名市教育支援センター運営協議会	<u>教育支援センター</u> の運営に関する調査審議を行うこと。	教育指導課

別表第1（第4条関係）

(略)		
教育指導課	教育指導係	(略)
	教育支援係	(1) 児童生徒指導に関すること。 (2) 特別支援教育に関すること。 (3) <u>青少年相談センター</u> に関すること。
	児童育成係	(略)

別表第2（第5条関係）

名 称	主 な 所 掌 事 務	所管機関
海老名市文化財保存整備委員会	文化財の保存整備と活用に関する事業の基本方針及び環境整備計画 その他必要な事項に関し調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市史編さん審議会	市史編さん事業の基本方針及び事業計画等の調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市奨学生選考委員会	奨学生としての適否の審査を行うこと。	教育指導課
海老名市青少年相談センター運営協議会	<u>青少年相談センター</u> の運営に関する調査審議を行うこと。	教育指導課